

Morgan Lewis



堀部 忠男

パートナー

tadao.horibe@morganlewis.com

東京 直通電話 03.4578.2506 Fax 03.4578.2501

〒100-6316 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸の内ビルディング 16 階

モルガン・ルイス東京オフィスの弁護士パートナー堀部忠男は、融資案件、特定目的会社（TMK）、匿名組合を利用した有価証券や不動産への投資案件、投資事業有限責任組合を利用した投資案件、金融機関、金融商品取引業者、宅地建物取引業者のコンプライアンス指導等において主に助言を提供しています。また信託取引、紛争解決（訴訟・調停）、会社設立、M&A 及び新株発行による資金調達取引等にもサービスを提供しております。

特に融資案件に関しては、日本の銀行または国内外の借入人に対して、担保・保証付融資または社債による資金調達に関する助言を行っています。また、日本に所在するものや関連のある株式、不動産、債権、集合動産、知的財産権等に対する担保権の設定や、日本国外で実行される融資を担保するための日本の事業体による保証についても助言しています。

モルガン・ルイス入所以前は日本の法律事務所や国際的なローファームにおいて10年以上、ファイナンシャル・サービス及び不動産部門のパートナーを勤めてきました。

モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所
モルガン・ルイス&バッキアス外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

弁護士登録

日本

評価

- 不動産部門において高評価。 *The Best Lawyers in Japan* 誌 (2020 年)

学歴

- 1993 年 早稲田大学法学部 卒業 (B.A.)
- 2002 年 ゴールデンゲート大学法科大学院修士課程修了 (LL.M.)

所属団体

東京弁護士会

著書

- [Understanding investor reporting obligations under Japan's large shareholding \(5%\) rule](#), *Thomson Reuters Practical Law* (November 2019) Co-authored

- 「TK-GK ストラクチャーによる不動産 SPC の法務・税務 Q&A」税務経理協会 (2014 年) [共著]

主な関与判例

- 「東京地方裁判所平成 20 年 8 月 18 日判決： 建物賃借人が破産した場合における保証金返還請求事件（本訴）、財団償権請求事件（反訴）」（凡例タイムズ 1293 号 299 頁、凡例時報 2024 号 37 頁、金融法務事情 1855 号 48 頁）

業務分野

- インベストメント・マネジメント
- プライベートインベストメント・ファンド
- 不動産
- 訴訟

地域

- 日本
- アジア・パシフィック